ふるさと納税制度に対する特別区の主張を発行しました

ふるさと納税について考えてみませんか

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」などを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販となっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益なものとはなっていないなど、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっています。

ふるさと納税制度により、本来区民の皆様の暮らしを支えるための財源が流出してしまっており、23区の特別区民税の流出額は年々増加しています。令和7年度の流出額は、23区として初めて1000億円を超え、約1065億円に達しました。平成27年度からの累計額では、約5600億円に及んでいます。さらに、寄附金の約50％は、返礼品や広告費等の寄附を集めるための経費として使われてしまっているなど、様々な問題が山積しており、このままでは区民の皆様が日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

このようなふるさと納税制度が抱える様々な問題点を、区民の皆様に分かりやすくお伝えするため、8月7日（木）に「ふるさと納税制度に対する特別区の主張」を発行しました。

特別区長会は、制度を巡る様々な問題に対処すべく、廃止を含めた抜本的な見直しを強く求めていきます。

（特別区長会事務局）

杉並区が「児童相談所設置市」の政令指定を要請

8月6日（水）、杉並区がこども家庭庁に対し、児童福祉法に基づく、「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

本年度中には、杉並区を令和8年11月に「児童相談所設置市」として指定する政令が公布される予定です。

※ 平成28年の児童福祉法改正により、特別区が政令による指定を受けて児童相談所を設置できるようになりました。

現在のところ、10区が児童相談所を開設しています。

（特別区長会事務局）

令和7年度 第2回公益財団法人特別区協議会 評議員選定委員会の結果

8月14日（木）に第2回評議員選定委員会が開催されました。審議結果は次のとおりです。

1 審議内容

令和7年度第4回公益財団法人特別区協議会理事会において、評議員の補欠選任として推薦された候補者1名について、選定委員会で審議の結果、当協議会の評議員に選任されました。

（詳細は別表のとおり）

2 任期

令和7年8月14日開催の第2回評議員選定委員会終結の時から令和8年度定時評議員会終結の時まで（前任者の残任期間）

（公益財団法人特別区協議会総務部）

公益財団法人特別区協議会 役員一覧

令和7年8月14日現在

評議員（16人）

土屋　準	港区議会議長	新任
斎藤泰紀	荒川区議会議長	
渡邉裕一	品川区議会議長	
一柳直宏	渋谷区議会議長	
木梨盛祥	杉並区議会議長	
田中俊介	板橋区議会議長	
多田太郎	足立区議会議長	
島村和成	江戸川区議会議長	
樋口高顕	千代田区長	
清家　愛	港区長	
服部征夫	台東区長	
山田加奈子	北区長	
青木英二	目黒区長	
鈴木晶雅	大田区長	
岸本聡子	杉並区長	
青木克徳	葛飾区長	

※新任1人：8月14日開催の評議員選定委員会で選任

理事（7人）

吉住健一	新宿区長（理事長）	
山本泰人	中央区長	
滝口　学	荒川区長	
森澤恭子	品川区長	
酒井直人	中野区長	
山本　亨	墨田区長	
入澤　幸	知識経験者（常務理事）	

監事（2人）

斉藤　猛	江戸川区長	
伊藤和彦	知識経験者	

返礼品だけではない!

ふるさと納税 その裏側も知っていますか?

「ふるさと納税」とは…?

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附することで、全国を元気にするために作られた制度です。
この制度を利用すると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税や住民税から控除されます。
また、ほとんどの自治体が、寄附に対する返礼品を用意しています。

しかし、その裏側ではふるさと納税によって、本来、住民のために使われるはずの財源(住民税)が、23区から毎年流出していることを知っていますか?

流出額は約1,065億円に達します!

ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和7年度の流出額は23区全体で約1,065億円にのぼります。

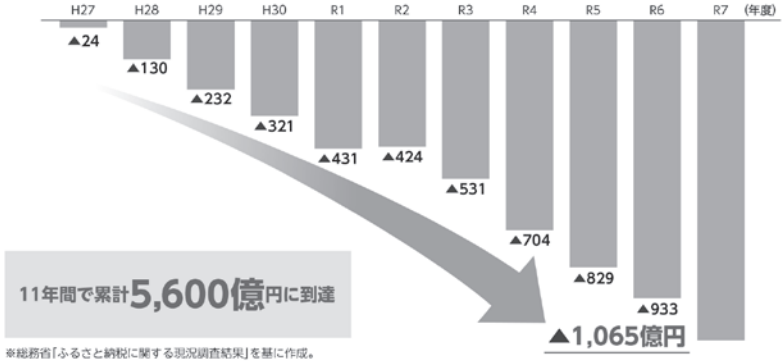

11年間で累計5,600億円に到達

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

流出額1,065億円とは…?

下記は一例です。
その他の事例はこちら

人口約20万人の区が1年間に使用する額

23区の人口(約988万人)一人当たり約1万円

23区の高校生までの子(約125万人)にかかる医療費助成額約2年分

※人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、1年間に使用する額及び医療費助成額は「令和5年度特別区決算状況」を基に作成。

ふるさと納税制度の『落とし穴』

暮らしを支える財源が流出している

23区に住んでいる皆さんの暮らしや生活を支えるために使われるはずだった財源(住民税)が、ふるさと納税制度によって、他の自治体に流出してしまっています。

恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の60%を占めており、特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に大きな格差が生じています。

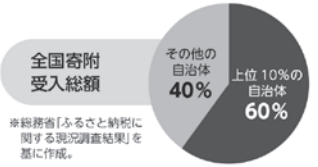

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

自治体が使えるのは寄附金の50%程度に過ぎない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費(サイト利用料)等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

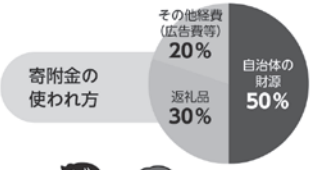

このままでは住民サービスが危ない!

ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。
その結果、皆さんが暮らす自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について考えてみませんか?

23区の取組

特別区長会要望活動

制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張

ふるさと納税制度を含めた「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

発行:特別区長会　お問い合わせ先:特別区長会事務局調査第2課　03-5210-9758・9760

特別区長会とは ▶ 東京23区長で構成する任意団体(会長　吉住 健一(新宿区長))。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。